

令和8年度山口県総合交通センター広告付き庁舎案内板及び広告板設置業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度山口県総合交通センター広告付き庁舎案内板及び広告板設置業務

2 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務の内容等

(1) 業務の内容

設置事業者は、山口県総合交通センター内の指定された場所に、行政情報及び広告枠等が一体となったデジタルサイネージ（電子看板）型の広告付き庁舎案内板及び広告板（以下「案内板等」という。）の作成（広告枠に掲出する民間企業等の広告主の募集、掲載を含む）及び設置に係る一切の業務、並びに案内板等の設置に伴う県への使用許可申請手続きを行う。

また、これらに定めのない事項等について疑義が生じた場合は、山口県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）と協議のうえ会計課の指示によるものとする。

ア 行政財産使用許可申請書の提出

案内板等の設置を行うに当たっては、事前に行政財産使用許可の手続きが必要となるため、設置予定事業者決定後、速やかに行政財産使用許可申請書を会計課へ提出する。

イ 掲出する広告主の募集

広告主の募集を行い、広告主からの申込み、広告原稿の提出又は広告作成依頼等を受ける。

ウ 広告掲出申込書の提出

広告主から掲出の申込みがあった場合は、山口県広告掲載基準第3条に定める規制業種又は事業者でないことを確認し、山口県警察施設等広告掲出実施要領に定める山口県警察施設等広告掲出申込書（広告付き庁舎案内板及び広告板）に広告原稿の印刷物を添えて、原則として広告掲出を開始する日から起算して14日前の日までに会計課に提出し、承認を受ける。

エ 広告の掲出・取り外し及び維持管理

オ 掲出に係る年間スケジュールの調整

カ 掲出に係るトラブル対応

(2) 遵守事項

総合交通センター内の広告に関する広告主の募集、選定、広告原稿の作成、県への提出及び広告の掲出等に当たっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」及び「山口県警察施設等広告掲出実施要領」を遵守すること。

(3) 掲出期間

掲出期間は、原則として1か月単位（毎月1日から末日まで）とする。（複数月の掲出可）。なお、広告の掲出期間終了後、更新することを妨げないものとする。

(4) 案内板等設置料の還付

徴収した案内板等設置料は還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(5) 業務契約書の締結

設置事業者は、当該広告業務に関し、山口県と業務契約書を締結するものとする。

4 案内板等の掲出場所、規格等

(1) 掲出場所

ア 所在地

山口市小郡下郷3560-2

イ 施設名

山口県総合交通センター本館

ウ 開庁日・時間

月曜日～金曜日、日曜日 8時30分～17時15分
(土曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は閉庁日)

エ 利用者数

来庁者数：約130,000人／1年

(2) 案内板等の設置条件及び規格等

ア 共通項目

- (ア) 施設全体の雰囲気考慮した色合い、デザインとすること。
- (イ) 角等が鋭利にならないよう、また突起等の無い、安全に配慮した形状とすること。
- (ウ) 照明機能を有し、視認性を高めることとすること。また、照明の光源にLEDを採用し、タイマー機能等により開庁時間に合わせて自動制御で点灯・消灯が可能にするなど省エネや環境に配慮すること。
- (エ) 電源設備を使用するに当たり、施設内の業務用機器や照明装置に影響を与えないものとする。なお、設置前に施設の電源設備について調査を行い、案内板等に必要な電源設備の設置や配線工事を設置事業者の負担により実施するものとする。

イ 設置場所

山口県総合交通センター内指定場所(別添参照)

場 所	規 格	種 類	数 量
山口県総合交通センター本館1階待合ホール	○ W 2.5m×D 1.0m×H 2.5m 以内 ○ 床面設置(可動式) ○ 掲出スペースの一部に行政情報用モニター(40インチ以上)及び庁舎案内を設置すること。	広告付き 庁舎案内板	1基
山口県総合交通センター本館1階更新受付横	○ W 1.0m×D 0.5m×H 2.5m 以内 ○ 床面設置(固定式) ○ 掲出スペースの一部に行政情報用モニター(40インチ以上)を設置すること。	広告板	1基

ウ ネットワーク環境の設定

(ア) 機能要件

機能名	要 件
コンテンツ配信機能	・クラウドサービスで提供すること。 ・山口県警察職員が山口県警察(以下「県警察」という。)で保有しているインターネット端末でクラウドサービスを利用して、案内板等に表示するコンテンツの追加、修正、削除等ができること。 ・県警察職員が登録したコンテンツをスケジュール設定により、配信の開始、終了ができること。

	・県警察職員が動画（WMV、MP4、H.264）、静止画（JPEG、PNG）等で作成したコンテンツが表示できること。
アクセス機能	・クラウドサービスへの接続時は、ID並びにパスワードによる認証処理ができること。 ・通信内容を暗号化していること。
電源管理機能	電源のON/OFFを自動制御できる機能を提供すること。

(イ) 非機能要件

項 目	要 件
クラウドサービス	・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたクラウドサービス又はそれと同等のセキュリティ対策が施されているクラウドサービスを利用すること。 ・本サービスを提供するシステム及びデータの保管場所は、日本国内とすること。
セキュリティ対策	・不正アクセス、不正侵入、ウイルスなどの脅威に対する機能を有していること。 ・サーバー、ネットワークなどのアクセスログを提供できること。 ・情報セキュリティインシデントの発生又はそのおそれがある場合には、直ちに、電話で県警察へ報告すること。 【緊急連絡先：警察本部 083-933-0110（内線 2254【会計課】） ※平日の午前8時30分から午後5時15分まで ・当該事案発生に備え、原因の追究や不正行為の追跡に用いるため、クラウドサービスの利用記録等に関するログを蓄積、保存するとともに、当該事案発生時には、当該ログを県警察に提供すること。

(ウ) 動作環境

クライアント	・OS Windows 11 Pro ・CPU Intel Core i5 ・メモリ 8GB ・利用ブラウザ Secure Browser II
--------	---

(エ) ネットワーク管理運営要件

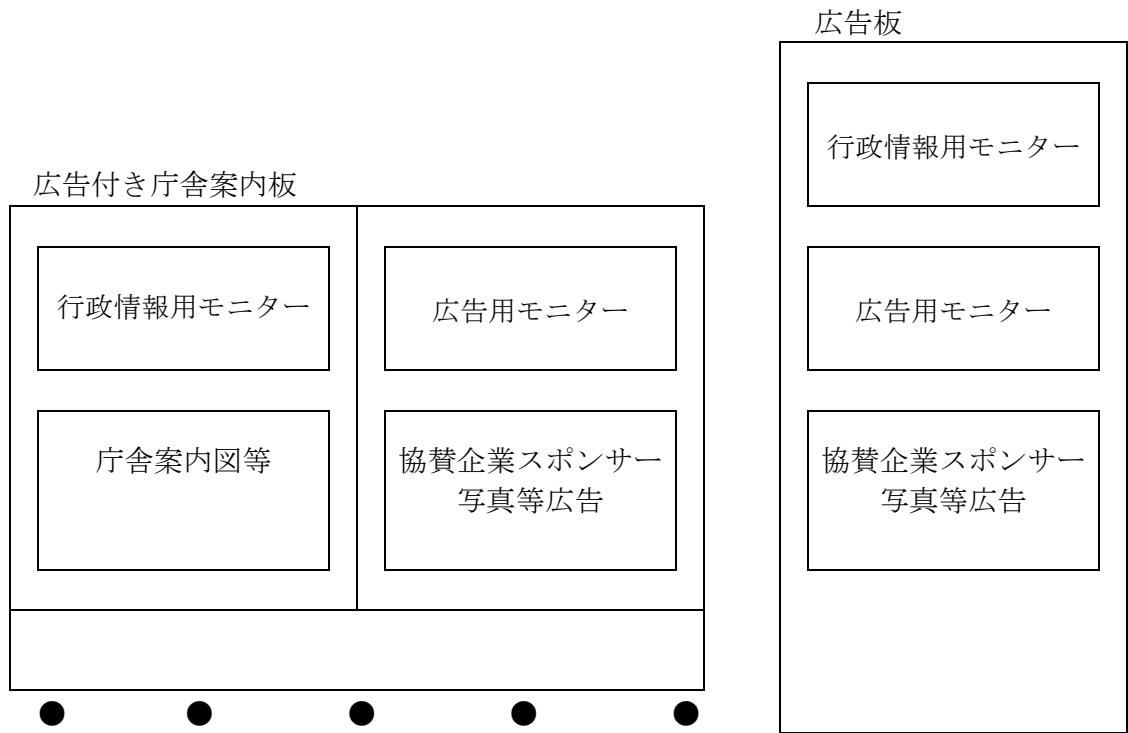
- ・案内板等とクラウドサービスに係る通信は、県警察ネットワークを使用しないこと。
- ・当該ネットワークに必要な機器（SIMカード等）は、借主の負担で準備すること。

(オ) その他事項

- ・県警察で利用するインターネット端末の既存システムに影響を生じさせないこと。
- ・影響が生じることが想定される場合は、県警察と借主が協議すること。

【イメージ図】

※ イメージ図はあくまで一例であるので、案内板等は上記設置範囲内で任意に設置することができるものとする。



エ 掲出内容

- (ア) 庁舎案内図等に資する行政情報（設置施設の庁舎案内や窓口案内等）を掲出する場合は、わかりやすく掲出すること。
- (イ) 庁舎案内図等の表示において、ユニバーサルデザインに配慮したものとする。
- (ウ) 掲出内容は、事前に会計課の承認を得ることとする。なお、破損または汚損に伴う改修、広告主の変更等に伴う広告の更新、行政情報等の部分的な修正は、必要の都度行うこと。

オ 保守・運用要件

- (ア) 案内板等は、地震等の際の転倒・落下を防止するための十分な対策を講じること。
- (イ) 案内板等の制作及び設置並びに撤去する際の原状回復に係る一切の工事は、設置事業者の負担により行うこと。なお、工法等については事前に協議のうえ許可を得て実施すること。
- (ウ) 破損、故障、事故があった場合の対応等、一切の保守管理を設置事業者の責任と負担において行うこと。
- (エ) 契約終了時には、設置事業者の負担により、案内板等の撤去を行うとともに、床、壁等の補修を行い原状回復を図るものとする。
- (オ) 案内板等設置業務に係る電気料金は、設置事業者が負担するものとする。
なお、電気料金の算定方法にあつては、設置事業者の選択により電気子メーターの設置又は、カタログ記載の定格消費電力数値により行うものとする。
- (カ) 案内板等は、常に正常な状態で使用できるように設置事業者の責任において維持管理を行うものとする。
- (キ) 案内板等の盗難、毀損、転倒、障害などの機器に関するトラブルが発生した場合

は、設置事業者の責任により速やかに対応するものとする。

- (ク) 案内板等の設置により、施設の業務、来庁者などに損害を与えた場合は、設置事業者の責任により、速やかに対応するものとする。

カ その他

- (ア) 案内板等の設置が広告事業の一環として実施していることがわかるような記載を行うこと。
- (イ) 広告に関する一切の責任は設置事業者にある旨の記載を行うこと。
- (ウ) 案内板等の掲出内容に係る問い合わせ先は設置事業者である旨の記載を行うこと。
- (エ) 案内板等の設置位置の詳細は、あらかじめ会計課と協議すること。

(3) 広告の掲載基準

ア 山口県広告掲載基準第4条の掲載基準に該当する広告内容は、掲載できないものとする。

イ 広告の表示において、文字の大きさや配色などは、高齢者や色覚障害者等に配慮するものとする。

(4) 広告主の募集

広告主の募集は、設置事業者が行うものとし、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないよう配慮するものとする。

(5) 広告の掲出の中止

設置事業者が掲出した広告が「山口県広告掲載基準」に規定する掲載基準等に違反することとなった場合又は違反したと判明した場合、及び設置事業者が募集した広告主が「山口県広告掲載基準」に規定する規制業種又は事業者となった場合又は判明した場合は、広告の掲出を中止することができるものとする。

(6) 行政情報の掲載

ア 行政情報の種類

行政情報の種類は、山口県が必要と判断する動画、静止画などとする。

イ 機材の提供

設置事業者は、行政情報の制作及び掲載に関し、必要とする機材を、会計課へ無償提供するものとし、会計課が指示する場所へ設置するものとする。

ウ 行政情報の制作及び掲載

行政情報の制作及び掲載作業は、基本的に会計課が実施するものとするが、設置事業者は、会計課の求めに応じ、技術協力を提供するものとする。

5 行政財産使用料

契約金額とは別に、行政財産使用料を県に納入する必要がある。

【参考】 令和7年11月末現在の1㎡当たりの行政財産使用料 20,881円／年
(消費税及び地方消費税を含む)

※条例の改正等により額が変更となる場合がある。

6 契約金額及び行政財産使用料の納入

契約金額及び行政財産使用料は、前記2の業務期間分(年度分)を一括して、県が発行する納入通知書により指定する期日までに納入するものとする。